

平成25年1月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

全国伝統薬連絡協議会  
会長 井原 正 登

### 「伝統薬の電話等による通信販売」の完全回復について（要望）

新年あけましておめでとうございます。

貴大臣におかれましては、昨年末のご就任以来、予算編成を始めとして、様々な問題を抱えた厚生労働行政に関する新たな事業の取り組みに着手しておられますことに、深甚の敬意を表する次第です。

さて、私ども全国伝統薬連絡協議会では、平成21年6月の薬事法改正省令の施行によって、伝統薬の郵便等販売ができなくなることにより、化学薬品を主に配合した医薬品が体質に合わないため伝統薬で救われてきた患者の方々が、薬を入手することが困難になるばかりでなく、伝統薬会社自体の経営破綻も危惧されたことから、制度の不合理性を訴える法的措置も考えましたが、あえて、国に制度改正をお願いする道を選択いたしました。

改正省令の施行以後は、直接の執行機関である厚生労働省を始めとして、内閣府の行政刷新会議等に対しても、伝統薬の販売方法は「専門家が電話を通して、患者の方々としっかり対話をする」ことにより、安全安心にご購入していただいていることをしっかりご説明し、郵便等販売を規制する省令の見直しを要望して参りましたが、願いは叶わず、伝統薬を求めておられる新規患者の方々への販売もできないまま、各伝統薬企業の販売額も減少し、経営が窮地に陥っていました。

そのような中で、今回、「一般用医薬品のインターネット販売規制」に関する最高裁判決が出され、最高裁が省令による規制は法律違反であることを判断されたことは、他社が提起された訴訟に基づくものではありませんが、各伝統薬企業の窮地を救う後ろ盾となるものであり、非常に安堵いたしております。伝統薬を入手できずに困っておられた患者の方々には、より一層の安全性確保に努めながら、一日も早く伝統薬をお届けしたいと思っています。

判決後の貴大臣の談話では、「関係事業者などの関係者に広く御参画をいただき、法令などの郵便等販売に関する新たなルールを早急に検討する」としておられますが、私ども協議会としては、一般用医薬品の通信販売については、対面販売と同等な安全対策を講じることができるかどうかなど、専門家による議論を十分に行うことが重要であり、国民あげての議論を尽くしたうえで、新たなルールづくりを進めていただくようご要望申し上げます。

なお、改正省令の施行前に、舛添厚生労働大臣のもとに設置された「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」においては、本協議会も委員として参画させていただき、伝統薬の電話による対話に基づく販売の安全性等について発言させていただきましたが、検討会としての意見集約がなされないまま改正省令が施行されたものと考えております。

つきましては、今回の「新たなルールづくりの審議会（仮称）」におきまして、私ども全国伝統薬連絡協議会からも委員として参画させていただきたく、心からお願い申し上げます。

何とぞ、私どもの窮地をご察しいただき、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

本書に関するお問い合わせ先

全国伝統薬連絡協議会事務局 木下、塚本

TEL : 080-4135-4294 FAX : 096-289-6000

E-mail : kyougikai@saishunkan.co.jp